

第7号様式（京都府地球温暖化対策条例施行規則第23条関係）

第1号様式（京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例施行規則第3条関係）

特定建築物排出量削減計画書 兼 特定建築物再生可能エネルギー導入計画書

(宛先) 京都府知事	令和 8年 3月 6日
住所 大阪市北区芝田一丁目1番4号 阪急ターミナルビル内	氏名 阪急阪神不動産株式会社 住宅事業本部長 古谷 慎一

工 事 の 種 別	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築			
工 事 着 工 予 定 年 月 日	令和8年 4月 1日			
工 事 完 了 予 定 年 月 日	令和10年 5月 15日			
特定建築物 の 概 要	名 称	(仮称)長岡京市長岡2丁目新築工事		
	所 在 地	京都府長岡京市長岡一丁目439番5の一部 京都府長岡京市長岡二丁目437番の一部、437番8、438番の一部、449番1		
	構 造	鉄筋コンクリート造	階 数	地上 13階地下 - 階
	敷 地 面 積	1340.88 平方メートル	高 さ	41.461メートル
	建 築 面 積	501.97 平方メートル	床 面 積 の 合 計 (増築部分の床面積)	4557.88 平方メートル (平方メートル)
	用途別の床面積	住 宅	4557.88 平方メートル	
		ホ テ ル 等	平方メートル	
		病 院 等	平方メートル	
		物品販売業を営む店舗等	平方メートル	
		事 務 所 等	平方メートル	
		学 校 等	平方メートル	
		飲 食 店 等	平方メートル	
		集 会 所 等	平方メートル	
	工 場 等	平方メートル		
特定建築物の環境の保全についての配慮に係る性能に関する評価結果	サステナビリティランキング BEE = 1.4 B+			

第7号様式（京都府地球温暖化対策条例施行規則第23条関係）

府内産木材等の使用	府内産木材等の種類と使用量	①第11条の2第1号ア該当木材等 ②第11条の2第1号イ該当木材等 ③第11条の2第2号該当木材等 ④第11条の2第3号該当木材等 府内産木材等の使用量の合計量 (①+②+③+④)	6.70立方メートル 立方メートル 立方メートル 立方メートル 立方メートル 6.70立方メートル
	使用する用途	共用部分	
	府内産木材等の使用基準量	6.50立方メートル	
	当該建築物における木材の使用量の合計量	6.70立方メートル	
	木材が使用可能な居室の合計面積	2317.20平方メートル	
温室効果ガスの排出の量の削減を図るために実施しようとする措置		概 要	
■ 外壁、屋根又は床の断熱		外壁（断熱材：吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材 A種、厚さ：50mm） 床（断熱材：押出法ポリスチレンフォーム断熱材 3種b A、厚さ：60mm） 屋根（断熱材：硬質ウレタンフォーム断熱材 2種1号 厚さ：50mm）	
■ 窓の断熱又は日射の遮蔽		庇、ペアガラス	
■ エネルギー消費効率の高い設備の導入		自動冷媒ヒートポンプ式電気給湯器(エコキュート)、LED照明	
<input type="checkbox"/> 環境への負荷が少ない材料の利用			
■ 節水型設備の設置		節湯水栓、高断熱浴槽	
<input type="checkbox"/> 雨水、雑排水等の利用			
■ 耐用年数が長い材料及び設備の利用		劣化対策等級3	
■ 建築物の維持管理の容易性に対する配慮		清掃室に水栓の設置	
■ 電気自動車等の充電設備の導入		駐車場における電気自動車用の充電設備の設置	
<input type="checkbox"/> ノンフロン製品又は地球温暖化係数の小さい冷媒を使用した製品の利用			
■ 宅配ボックス等、再配達削減に資する設備の設置		プライベート用として宅配ボックスの設置	
■ 緑化の実施		必要緑化面積を満たしている	
<input type="checkbox"/> その他			

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 「府内産木材等の使用基準量」欄には、第22条第3項の規定により算出した数値を記入してください。

3 この計画書には、次の書類を添付してください。

- (1) CASBEE-建築（新築）による評価結果
- (2) CASBEEで高得点（4点又は5点）を付けた場合、その具体策を図面等で明示した資料
- (3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に添付する「各種計算書」の写し又は建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の届出書若しくは通知書の写し
- (4) 当該建築物に係る付近見取図、配置図、床面積求積図、各階平面図、断面図、立面図等
- (5) 府内産木材等の使用基準量の算出の根拠となる資料（府内産木材等使用基準量算出シート）
- (6) 温室効果ガスの排出の量の削減を図るために実施しようとする措置の内容が分かる資料又は図面

第1号様式（京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例施行規則第3条関係）

	再生可能エネルギーを利用するための設備の種類	年間で利用可能な再生可能エネルギーの量
再エネ設備の 導 入	①太陽光	139614 メガジュール
	②風力	メガジュール
	③水力	メガジュール
	④地熱	メガジュール
	⑤太陽熱	メガジュール
	⑥バイオマス	メガジュール
	⑦その他（ ）	メガジュール
	再生可能エネルギーの利用量の合計量 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	139614 メガジュール
	導入すべき再エネ設備の基準値	136736 メガジュール
	効率的利用 設備の導入	再生可能エネルギーを効率的又は 自立的に利用するための設備
<input type="checkbox"/> 蓄電池		
<input type="checkbox"/> エネルギーマネジメントシステム		
<input type="checkbox"/> その他		

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 「導入すべき再エネ設備の基準値」欄には、京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例施行規則第3条第2項の規定により算出した数値を記入してください。

3 この計画書には、次に掲げる事項が分かる書類を添付してください。

(1) 導入する再エネ設備又は効率的利用設備（効率的利用設備を導入する場合に限る。）の内容

(2) 導入すべき再エネ設備の基準値の算出根拠